

都議会自民党BM政策研究会・東京都財務局と「低価格入札」など緻密な意見を交換



東京ビル政連は令和6年9月11日、都議会議事堂自民党総会室において、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会、東京都財務局と意見交換会を開催。8月29日に実施された「令和7年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望」ヒアリングの際に質問があった項目などについて、改めて詳細なデータを留意して要望を訴えた。

都議会自民党BM政策研究会 都議会自民党BM政策研究会 都議連からは、宇田川聡史会長、鈴木章浩幹事長、伊藤祥広幹事、田村利光幹事、小宮あんり事務局長が出席。東京都財務局からは、経理部長、契約調整担当部長、総務課長、契約調整担当課長、契約調整技

術担当課長が出席。当政連からは、梶山龍誠理事長、榎本寛副理事長、横田英雄幹事長、鈴木雅之理事、高橋誠事務局長、森雄樹事務局職員が出席した。

進行役の小宮事務局長が、「本日は暑いなか、先日の要望



鈴木幹事長



宇田川会長



ヒアリングに引き続き、都議会議事堂まで足を運んでいたが、ありがとうございます。これから、東京ビルメンテナンス政治連盟の皆様、都議会自民党のなかの『政連』応援団』として私どもの役員、それから東京都財務局の皆様で、



小宮事務局長



伊藤幹事



意見交換会を開催させていただきます」と宣言して開会。

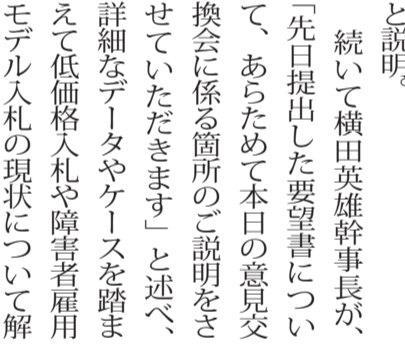
宇田川会長は、当政連の日頃の支援に対して謝意を表明したあと、「いままで積み上げてきた取り組みをご報告した上で、皆様のご要望をより詳しく、しっかりと聞き届けて、実現に向け、我々議員一同努力をまいりますので、よろしくお願ひいたします」と挨拶。



要望書を解説する横田幹事長



意見を述べる鈴木理事



梶山理事長は、「前回に引き続きこのような意見交換の場を設けていただき、さらに東京都財務局の皆様にもご同席いただき、誠にありがとうございます。関連団体の東京ビルメンテナンス協会と政治連盟は両輪として同様の要望を提出しており、本日は低価格入札や障害者雇用モデル入札等について、意見交換をさせていただきますたく存じます」と説明。

本機関紙購読料「変更」のお知らせ

令和5年8月22日に開催された全国ビル政連の第69回評議員会において都道府県政連への分担金が見直されました。当政連の本機関紙「東京ビル政連」購読料は、平成7年に「税込3万6000円/年」だったものを、平成11年に「税込3万円/年」に引き下げ、以降、消費税が5%から8%、10%と上昇しても変更することなく維持してまいりましたが、今回の全政連分担金の見直しに伴う支出増を補い、収支改善を行う必要があることから、「税込3万円/年」から「税別3万円/年」へと変更させていただきます(令和7年1月分から適用)。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

をご理解いただいた上で、意見交換をお願い申し上げます」と訴えた。

要望に対して財務局経理部長と契約調整担当課長が挨拶と説明を行い、そのあと意見交換。宇田川会長が、低価格入札になった案件、落札後不履行や辞退になった案件の詳細なデータに基づき、「自分の予想以上。ちよつと異常だと思つ」と述べ、財務局の見解を求めて話し合うなど、緻密な意見交換が行われた。

最後に鈴木幹事長が、「本日は財務局の皆様にもご出席いただき、大変有意義な意見交換会となりました。目指している方向は一緒ですので、現場の人たちの声を聞き、いろいろなところに目配りをして、対応していただくことが、品質確保、都民満足につながっていくと思っております。これからも、よろしくお願ひいたします」と謝意と要望を述べ、閉会となった。

東京都最低賃金を50円引き上げ

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
引上額	0円	28円	31円	41円	50円
時間額	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円	1,163円

必ずチェック! 最低賃金!

東京都 最低賃金

令和6年 10月1日 1,163円 (50円UP)

東京都最低賃金は、都内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用され、使用者は、労働者に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。違反した者は50万円以下の罰金に処せられる。

ただし、「精皆勤手当、通勤手当及び家族手当」「臨時に支払われる賃金(結婚手当など)」「1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」「時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当」は、最低賃金に算入されない。

厚生労働省では、最低賃金の引き上げなどに向けた環境整備を図るため、「業務改善助成金」制度(業務改善助成金コールセンターの電話0120-366-440)、東京労働局委託事業「東京働き方改革推進支援センター」の開設(電話0120-232-865)、「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」制度(東京労働局ハローワーク助成金センターの電話03-5332-6923)などの支援施策を推進している。